

愛知県動物愛護推進協議会平成24年度第1回会議議事録

1 日 時：平成24年8月23日（木） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所：愛知県庁東大手庁舎4階 409会議室

3 出席者：（委員）各務委員、角井委員、狩野委員、齋藤委員、中西委員、墨岡委員、角谷委員、高野委員、矢部委員（会長）、脇田委員、稲垣委員（欠席）
（事務局）生活衛生課 照井課長、小野塚主幹、佐橋主査、松田主査、黒坂主任
動物保護管理センター 山田課長
（県内で地域ねこ活動を行っているボランティア団体）5団体
（傍聴人）2名

4 概要

(1)あいさつ（生活衛生課 照井課長）

委員の皆様方には、本日、残暑厳しき折、また、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成24年度第1回会議に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

本協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の規定に基づき、昨年7月1日に設立し、愛知県における動物愛護推進員の委嘱の推進等について協議・検討して頂くことや、愛知県動物愛護管理推進計画の各施策の推進に必要な協議をしていただくため、動物の愛護団体、業界団体、獣医師団体の代表、学識経験者、関係行政機関の皆様方に委員をお願いしているものであります。

昨年度の2回の会議に引き続きまして、今年度も2回の会議を予定しておりますので、委員の皆様方におかれましては、これまでの豊富な御経験、御識見に基づき、専門的な視点からの御意見を頂きますようお願いいたします。

本日は、昨年度より検討を進めております「愛知県動物愛護推進員制度の創設」と、「愛知県動物愛護管理推進計画」の施策のうち、特に愛知県全体の動物愛護行政の取組みも必要と思われ「所有者のいないねこ問題の取組み」に関して、提案させていただきますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

また、今年度2回目となる会議の開催日程につきましてもお諮りしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

ところで、本年度は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正年度にあたっており、現在国会におきまして議員立法により、動物愛護に関し、より充実した法整備がなされる予定でございます。

県としましても、今回の法改正を受け、動物の愛護及び管理に関する条例の改正等必要な手続きを進めていくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、愛知県全体の動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導御支援を賜りますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(2)変更のあった愛知県動物愛護推進協議会委員紹介

事務局により人事異動により、変更になった一部の行政機関の委員の紹介を行った。
変更になった委員は以下のとおり。

| | |
|----------------|--------|
| 名古屋市健康福祉局健康部主幹 | 中西俊明委員 |
| 岡崎市動物総合センター所長 | 狩野弘生委員 |
| 愛知県教育委員会義務教育課長 | 稲垣寿委員 |

(3)議題

会長の進行により議事が進められた。

ア 愛知県動物愛護推進員制度の創設について

【事務局】

事務局が資料に基づいて、愛知県動物愛護推進員制度の創設について説明。
(質疑・意見等)

【会長】

ただいまの説明のとおり、愛知県は少し後進となりますが、事務局のほうで着々と準備を進めて頂いておりますが、特に質問等無いようですので、愛知県動物愛護推進員制度の創設等につきましては、推進員の資質や活動内容、対象等について引き続き検討を進め、来年度からの活動開始に向け、準備を進めてください。

イ 所有者のいないねこ問題への取組について

【事務局】

事務局が資料に基づいて、所有者のいないねこ問題への取組について説明。
(質疑・意見等)

【会長】

野外に放置される動物ということで、犬やねこについては進んでいると思いますが、今後は自分の専門である爬虫類にも波及すると思われるので、まずは「ねこ問題」について県がどのようなスタンスで取組んでいくのか、どのように地域のボランティアに協力を求めていくのか、御討議をお願いします。

【各務委員】

つい先日も北名古屋市でねこ問題でトラブル寸前の問題の相談電話があった。私の所にはねこ問題等についてボランティア等からトラブル寸前の相談の電話がかかってくる。(今回ボランティア団体に実施した)アンケートの中の状況はだいたいそうだろうなと思っている。

ねこ問題をどのように解決していくのかということだが、ねこ問題は飲酒運転の問題と同じだと思う。どのように飲酒運転が収まったのか、というと結局業者の方であった。過去に自治会で飲酒運転について取組んだことがあるが、その時には婦人会や老連などいろんな所を巻き込んで、飲食店を最終的に巻き込んだ。一緒にやってくれんかということ、最初はいいと言ったのに、実際にやろうとした時には嫌だと言った。なぜかと聞くと、業者は飲ませるのが商売だということだった。10数年前はそんな時代だった。世の中で大きな問題となって、やっと気がついて、警察や行政が一生懸命動いて、業者の方が酒を提供しないという形で動いて初めてやっと落ち着いた。でも無くならない。結局は個人のモラルの問題だ。いくら厳しくしてもやる人はやる。飲酒運転ですら個人のモラルの問題で無くならない。

ねこ問題の場合、相手は生き物だ。動くし糞もするし、悪さもする。そうしたら、猫嫌いの人も出てくる。ねこ問題はいろんな問題で感情が動く。それが対立の元である。

北名古屋市の方は、自分の近所に、夜でも雨の中でもいつでもねこを紐で繋いで野外に出しっぱなしの所があるという。自分(相談者)は張り紙をしにかかるという。その先必ずトラブルになる。私は行政の方と一緒に話をするから待て、と言った。ねこの問題は実はすべてトラブル前提の問題だ。

以前「自治会でねこを毒殺するという話がでた」と女性から電話がかかってきた。そこで私は直接区長と会った。当事者と会った。その女性の旦那さんと話した。突き詰めて話をした。そうすると結局はガセだった。ちょっとした話が大きくなってしまふ。一部で猫を殺したほうが早いんじゃないかという話が出たと、旦那さんが家で話をする、それを聞いた奥さんが自治会は猫を毒殺するのか、ということになる。すなわちねこの問題はこ

ういう風に話が大きくなってしまふ。私は根っこの区長と話をした。根っこで話をしないと話がどんどん大きくなる。

他には猫屋敷があつて、そのねこが近所に行って糞をする。そうするとその場所の所有者が頭にきて、毒をばら撒くという。そしたらねこの所有者が警察に行く。そこで保健所や市役所も入つてぐちゃぐちゃになる。それで保健所や市役所や当事者がうちにくる。そこで最終的には落ち着いて、当事者と話をする。社会生活の中で物を考えてくれと言つた。個人感情を出してもはじまらん。ねこという話はすぐ毒を撒くという話になってしまう。

他に銃を不法所持している方のところへ注意しに行つてくれといわれたこともある。怖くてしかたがない。

譲渡の問題もある。愛護団体は譲渡の際に条件を出す。条件が折り合わないとねこが貰えない。貰えなかった人が感情が収まらなくて、うちにくる。関係のない私の所へ。ねこ問題の愛護団体を指示するところは愛護協会だということであつてうちにくる。

ねこ問題は凶器のようなもので、油断すると大きな社会問題になる危険をはらんでいるということだ。ねこ問題にあたる際には気をつけなさいといけなさい。

【矢部会長】

地域でトラブルが起こりやすいということ念頭において、やっぱりその問題がおこる前に行政がきちんと見ておく必要があると思ふ。

【各務委員】

(今回ボランティア団体に実施した) アンケートの中に追跡調査というのがある。岐阜県であつた話だが、愛護団体が譲渡の後に調査に行つたら、相手が包丁を持ち出してきて、腕に当てられたという。相手はリストカッターだつた。もし相手がもし腕を切つたらどうするんだと(愛護団体の人に)聞いたら、それでも相手に飛び込みますと(愛護団体の人が)言うので、すぐに岐阜市の担当を派遣した。もし相手が感情的になつて、何かおこつたらどうするんだ、手首に傷をつけたら、飛び降りたらどうする、あなた責任とれるのかと愛護団体の人に言つたが、こういうことが追跡調査の中で起こる。恐ろしいことだ。

【会長】

行政が対応のマニュアルを作る必要があると思ふ。文書として形にしておいたほうがいいだろう。

【高野委員】

(各務委員の話は) 極端になるとそこまでなつてしまふ、という貴重な話だと思ふ。ねこは好きか嫌ひかに完全にわかれる問題だと思ふ。県が地域ねこに取組むと聞いて、すごいことに取り組むんだと思つた。難しい問題だと思ふので、がんばらなさいと結果はでない。好きと嫌ひの架け橋をするのが推進員の役割となるならば、嫌ひな人も呼んで両方の人の話を聞かなければならなさい。ねこを悪者にしなさいという前提で、地域ねこのことを嫌ひな人にも説明しなくてはならなさいと思ふ。理想かもしれないが、地域のねこが居なくなるまでするのが本当だと思ふ。ずっと何年も地域ねこを続けて、外から次々違うねこが入つてくる、というのはいけなさいと思ふ。しっかりねこの個体識別をして、野良ねこがどんどんいなくなつて、最後にはその地域には飼ひねこしかいなくなつた、というのが理想だと思ふ。実際には難しいと思ふが、理想はそこで、結果を伴う活動をしてほしい。ねこの数の把握をするべきだと思ふ。一代限りの寿命を全うさせて、次の世代を生ませないこと等、何か目標を掲げて取り組まないと、ずっと地域ねこが続いてしまふのではないかと思ふ。

【墨岡委員】

犬は狂犬病予防法等で捕獲したりできるが、ねこは法的に取り締まれないので、行政が非常に困つている所である。推進計画の中で所有者のいないねこ対策に取り組むこととなり、

地域ねこ活動が有効であるということになった。豊橋市は昨年度から補助金（予算50万円、雄が5千円、雌が1万円）を出している。自治会長の承認を得て、申請することとなっている。実際に申請される方は5千円の自己負担するということで、獣医の先生方にご協力いただいている。昨年度は雄が21匹、雌が42匹、合計52万円の決算で行った。一年間やってみて、自治会長の中にはねこなんて何なんだ、と最初は拒絶される方もいる。そういう自治会長に説明をしたり、自治会の主だった人を集めて説明会をしたり等やってみて、やはり地道に理解を得ていくしかないと思っている。最終的にはモラルの問題だと思う。やはり行政としては終生飼養の地道な啓発が必要だ。ねこ問題については感情的な問題を伴うものなので、トラブル回避するための対策をしなければいけない。推進員を委嘱する際に、先ほどの各務委員の話のような命の危険にさらされるようなトラブルに巻き込まれないようにすることが、今後の課題だと思う。いかにトラブルを回避するのか、また個人のモラルをどのように啓発していくかが今後推進員と一緒にやっていかなければならない事だと思う。

【角井委員】

地域ねこに対してのみ手術を行ったのか。飼いねこはいないのか。

【墨岡委員】

野良ねこだけである。申請があったら職員がすべて確認している。申請書にねこの写真をつけてもらっている。

【角井委員】

場所の特定やどれだけねこが残っているかも把握されているのか。

【墨岡委員】

地域ねこを実施した場所は把握しているが、申請があって初めて認定するため、どれだけねこが残っているかは把握していない。

【会長】

法の狭間という話で、動物愛護法は新しくできたばかりなので穴だらけだと思う。やらなければ何もやらなくても済むし、やろうと思うと色々な工夫を凝らさないといけない。その苦しみは少しずつ自分も勉強させて頂いている。

時間の関係もあり、議題の2はここで終わらせていただく。

ウ 愛知県動物愛護推進協議会平成24年度第2回会議の日程について

事務局が資料に基づいて、愛知県動物愛護推進協議会平成24年度第2回会議の日程について説明。

(質疑・意見等)

【会長】

また、メール等で調整をお願いします。

エ その他

会長は事務局に発言を求めたが、事務局から「特になし」との発言があった。

(4) その他

県内で地域ねこ活動を実施している5つのボランティア団体に参加してもらい、事前に実施したアンケートをもとに意見聴取を実施した。

(5) 閉会